北九州市　公衆浴場法施行条例＜抜粋＞

条例第58号

 (普通公衆浴場の措置の基準)

第4条　法第3条第2項に規定する換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「措置の基準」という。)のうち、普通公衆浴場の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

(12)　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)を設ける場合は、貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保つことができる加温装置を設けること。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯を消毒するための設備を設けること。

(13)　原湯又は原水を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続せず、かつ、原湯又は原水を浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

(14)　循環させた浴槽水を使用する浴槽は、当該浴槽水が浴槽の底部に近い箇所で供給される構造とすること。

(15)　打たせ湯及びシャワーは、循環させた浴槽水を使用しない構造とすること。

(16)　屋内の浴槽水には、配管等を通じて屋外の浴槽水が混入しない構造とすること。

2　普通公衆浴場に係る措置の基準は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(8)　浴場において使用する湯水は、常に清潔にし、規則で定める水質基準に適合させること。

(9)　浴槽水は、1日に1回以上完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽(集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽に限る。)を使用する場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水することをもって足りる。

(10)　浴槽は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。

(11)　浴槽水の水質検査を1年に1回以上(24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、1年に2回以上)行い、その成績書を3年間保存すること。

(12)　24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し、浴槽水1リットル中0.4ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度を保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合にあっては、この限りでない。

(13)　浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。

(14)　貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うための清掃及び消毒をすること。

(15)　貯湯槽内の湯の温度は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯を塩素系薬剤等で消毒すること。

(16)　浴槽水を回収するための槽(以下この号において「回収槽」という。)内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽内の清掃及び消毒を十分にするとともに、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(17)　気泡発生装置、ジェット噴射装置等の微小な水粒を発生させる設備(次号において「気泡発生装置等」という。)を設置した浴槽には、24時間以上完全に換水しないで循環させている浴槽水を使用しないこと。

(18)　気泡発生装置等の空気取入口には、ほこり等が入らない措置を講ずること。

(19)　打たせ湯及びシャワーには、循環させた浴槽水を使用しないこと。

(20)　貯湯槽内の湯の温度及び第12号に規定する遊離残留塩素濃度を1日に2回以上測定し、その記録(同号ただし書又は第15号ただし書の規定による措置に関する記録を含む。)を3年間保存すること。

(21)　前各号に掲げる措置を適正に講ずるための手引書を作成し、従業員に周知させること。

以上

北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則＜抜粋＞

規則第11号

 (水質基準)

第7条　条例第4条第2項第8号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、温泉等を使用するため第1号アからエまで並びに第2号ア及びイに定める基準の全部又は一部について適合させることが困難である場合であって、公衆衛生上支障がないと特に市長が認めるときは、当該適合させることが困難な基準を適用しないことができる。

(1)　原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。

ア　色度は、5度以下であること。

イ　濁度は、2度以下であること。

ウ　水素イオン濃度は、水素指数5.8以上8.6以下であること。

エ　過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

オ　大腸菌群は、50ミリリットル中に検出されないこと。

カ　レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

(2)　浴槽水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。

ア　濁度は、5度以下であること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

ウ　大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

エ　レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

(3)　水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。)以外の水(温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定により飲用の許可を受けている温泉を除く。)で飲用として使用するものは、水道法第4条に規定する水質基準に適合するものであること。

以上